

## ぼうこう又は直腸機能障害認定基準に関する ワーキンググループについて

### 1 設置目的

- ・ 身体障害認定に関する小委員会（平成12年度開催）で検討されたぼうこう又は直腸機能障害の認定基準について、最終案をとりまとめるために設置した。
- ・ 本ワーキンググループで検討を行った上で、疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会に諮り、承認を得た後に通知改正し、「身体障害認定基準 解釈と運用 5訂版（案）」に反映することを目的とする。

### 2 ワーキンググループ委員

松 島 正 浩（東邦大学医学部長）

望 月 英 隆（防衛医科大学校第一外科教授）

○柳 澤 信 夫（関東労災病院院長）

（○印は座長）

### 3 検討の経緯

- 6月28日（金）
- ・ ぼうこう又は直腸機能障害に関する認定基準改訂のポイントについて検討
  - ・ ぼうこう又は直腸機能障害の認定基準の見直しについて検討
- 9月 6日（金）
- ・ 各委員からの修正意見の検討
  - ・ 最終案の取りまとめ

## ぼうこう又は直腸機能障害認定基準の見直しについて

〔第2回「ぼうこう又は直腸機能障害認定基準」に関するワーキンググループ〕検討資料

### 【必要性】

1. 障害認定の対象とする障害について、同一障害認定基準内で不整合があるとの指摘がある。

<具体例>

① 「高度の排尿機能障害」について

1級、3級において、人工肛門造設後の「高度の排尿機能障害」が障害認定の判断対象となっているが、4級においては対象となっていない。

② 「高度の排便機能障害」について

1級、3級において、人工肛門造設後の「高度の排尿機能障害」は障害認定の判断対象となっているが、尿路変向（更）のストマ造設後の「高度の排便機能障害」は障害認定の判断対象となっていない。

また、4級では（疾患は、「二分脊椎」に限定されているが）「高度の排尿機能障害」「高度の排便機能障害」がともに障害認定の対象となっているが、1級、3級では「高度の排便機能障害」は対象となっていない。

③ 先天性疾患について

先天性疾患については「二分脊椎」に起因するもののみしか、認定対象となっていない。

2. 医学的知見や管理の進歩により、等級決定の根拠となる障害の程度の評価を見直す必要が生じている。

<具体例>

① 「腸瘻」について

1級、3級においては「腸瘻」の存在は、「尿路変向（更）のストマ」や「人工肛門のストマ」に比して障害認定の判断における障害の程度は重きをおかれている（例えば、3級では「ストマ」はその他「排尿障害」または「ストマ」に伴う障害を併せ持つ場合に認定されるが、「腸瘻」は単独で認定される）が、近年、「腸瘻」の管理は、尿路変向（更）や人工肛門のストマと同程度と考えられるようになっている。

② 「人工肛門のストマ」「腸瘻」の部位

「人工肛門ストマ」「腸瘻」の造設部位が、空腸、回腸、上行結腸、横行結腸といった場所が明記されているが、解剖学的部位よりも障害（ストマとしての機能＝排便処理の著しい困難）の程度に着目すべきであり、「腸管のストマ」という一つの表現とするべきとの指摘がある。

## 【見直しの方向性】

### (案)

1. 腸管の解剖学的部位に関わりなく、「人工肛門のストマ」は「腸管のストマ」と一括し、ストマとしての機能（排便処理の著しい困難）を障害程度認定の判断対象とする。
2. 「尿路変向（更）のストマ」についても、ストマとしての機能（排尿処理の著しい困難）に着目して障害程度認定の判断対象とする。
3. 「腸瘻」に伴う障害については、「腸管のストマ」と同様の重み付けとする。
4. 先天性疾患については、二分脊椎以外についても「高度な排尿障害」「高度の排便障害」がある場合は、認定対象とする。
5. 人工肛門造設あるいは尿路変向（更）のストマ造設等の手術に起因する「高度の排尿機能障害」「高度の排便機能障害」について、ストマの有無に関係なく認定の判断対象とする。